

佐賀県告示第 284 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成 27 年 6 月 26 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 施行者の名称

みやき町

2 都市計画事業の種類及び名称

みやき都市計画下水道事業 みやき町公共下水道

3 事業施行期間

平成 12 年 12 月 8 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成 12 年佐賀県告示第 614 号、平成 16 年佐賀県告示第 65 号、平成 19 年佐賀県告示第 427 号及び平成 25 年佐賀県告示第 270 号の事業地に、みやき町大字東尾字西尾を追加

(2) 使用の部分

平成 12 年佐賀県告示第 614 号、平成 16 年佐賀県告示第 65 号、平成 19 年佐賀県告示第 427 号及び平成 25 年佐賀県告示第 270 号の事業地に、みやき町大字白壁字金ノ原、字一ノ幡、字二ノ幡、字五ノ幡、字六ノ幡、字七ノ幡及び字一本栗、大字東尾字四杉、字二本杉及び字伽藍塚並びに大字江口字四本松を加え、みやき町大字白壁字八ノ幡、字平林、字一本松、字二本松及び字三本松、大字東尾字大熊、字小原、字村副、字一本杉、字若宮、字大園、字大塚、字二本松及び字西尾、大字中津隈字一本松、字二本松、字板部、字三浦及び字原口並びに大字江口字一本黒木、字一本谷及び字一

本杉において事業地を変更する。